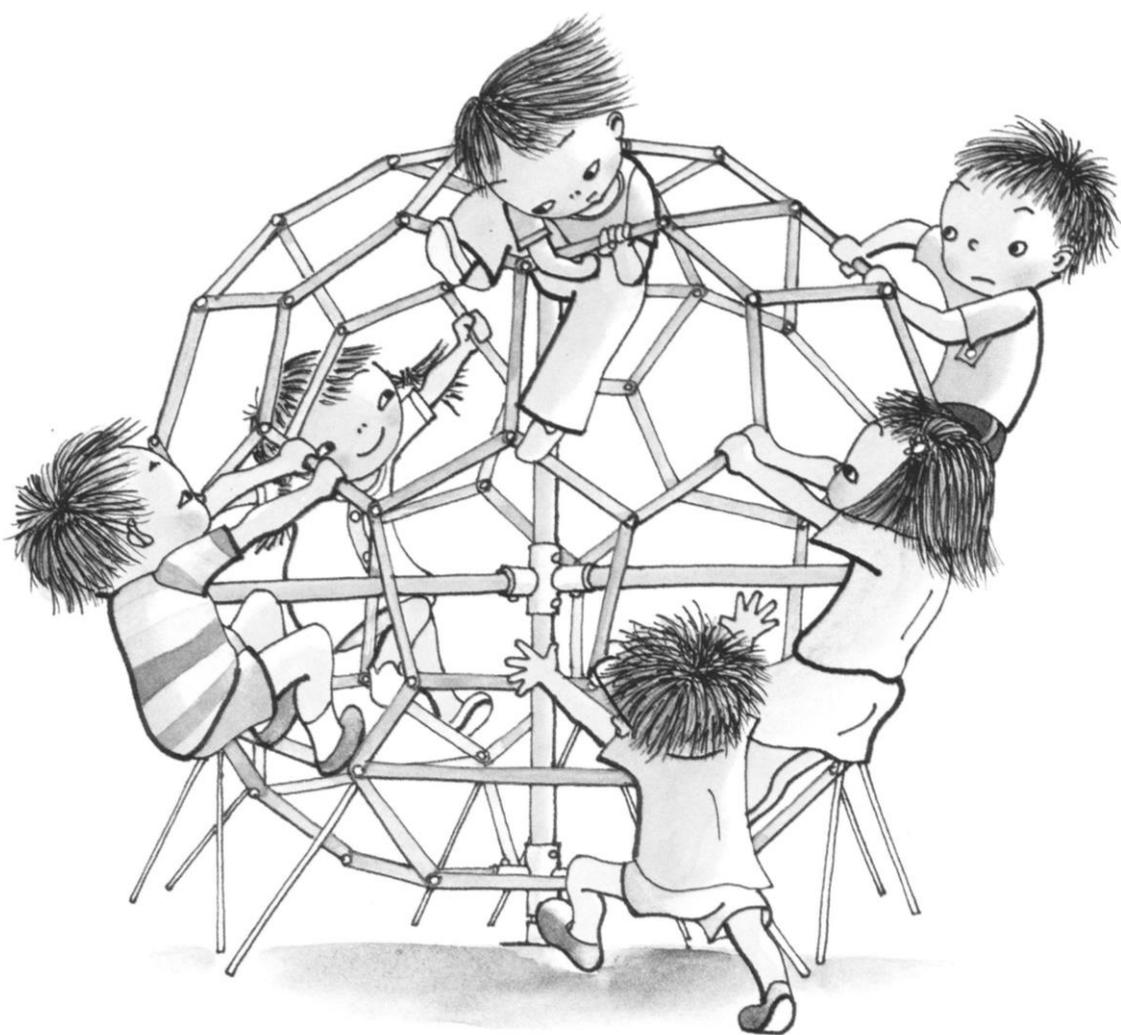


東久留米市子ども読書活動推進計画

～人と出会い、本と出会い、豊かな子ども時代を～



平成19年3月
東久留米市

はじめに

私たちは読書をすることによって、多くの喜びや感動を与えられてきました。また、未知の世界や物事に対する好奇心を呼び起こし、そして、様々な情報を得ることで、日々の生活に潤いと豊かさをもたらしてきました。

近年、少子高齢化、核家族化など社会構造の変化等は、価値観や生活スタイルに大きく影響を及ぼし、子どもの成長にも係ってきております。さらにインターネットやメール等の各種情報メディアの急速な発達・普及によって、子どもの「活字離れ」や「読書離れ」が指摘され、「国語力の低下」も懸念されてきています。

子どもが伸び伸びと明るく成長することは、誰もが願うことであり、子どもの人格を形成する上で、読書が大切な役割を担うことも誰もが知るところです。子どもは乳幼児期には、絵本の読み聞かせなどから言葉や物語に親しみ、人との心の触れ合いを感じとります。そして、多感な思春期を経て、大人へと成長する様々な場面では、一冊の本と出会うことにより、それからの人生の指針や生きる力を与えられることもあります。

東久留米市では、次代を担う子どもたちの豊かな心を育むため、市立図書館を中心に、数々の子どもの読書活動を推進するための諸活動に加え、学校においても学校図書館の機能の充実を図り、読書活動推進校を指定するなど、読書活動の振興を図ってきました。

また、子どもの読書活動に関わる団体とも連携して、家庭、地域のあらゆる場面で工夫された読書活動を推進してきました。

これらの経過と現状を踏まえ、施策の総合的かつ計画的に推進することを目的に、ここに「東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

平成19年3月

東久留米市

〈表紙〉 たばたせいいち・画
「さっちゃんのまほうのて」
先天性四肢障害児父母の会
のべあきこ・しざわさよこ/共同制作（偕成社）

目 次

第1章 計画推進の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 東久留米市における子ども読書活動の経過	1
3 計画策定の基本的理念	2
4 計画の基本方針	3
5 計画の期間	4
第2章 子ども読書活動推進のための目標と取り組み	5
1 家庭・地域における子ども読書活動の推進	5
乳幼児期	5
小学生	7
青少年	9
2 学校における子ども読書活動の推進	11
3 市立図書館における子どもの読書活動の推進	14
第3章 計画を推進するために	17
1 推進体制の整備	17
2 啓発・広報活動の推進	17
3 取り組みにおける総合的な連携	17
4 定期的な進捗状況の把握と評価	17
〔用語の説明〕	18

資 料 編

【資料1】子どもの読書活動の推進に関する法律	1
【資料2】東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱	3
【資料3】東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会及び作業部会名簿	5
【資料4】計画策定の経緯	7
【資料5】パブリックコメントによる市民からの意見	9
【資料6】東久留米市立図書館協議会委員からの意見	12
【資料7】東久留米市立図書館協議会委員名簿	14

第1章 推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

子どもの読書は、言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につける上で極めて重要なものです。

しかしながら、今日、子どもを取り巻く生活環境は、テレビやビデオ、コンピュータゲーム、インターネットの普及など、様々な情報メディアの発達によって大きく変化し、子どもの読書離れ、活字離れが急速に進んでいます。そのことは、自分の考えを表現したり、人の話を聞くコミュニケーション能力の低下など、子どもの成長に大きな影響を与えていると言われています。

国は、このような状況を踏まえ、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。翌13年には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定めています。

平成14年、国はこの法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。この計画は、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備を進めることを基本理念とするものです。そして、施策の基本的な方向と具体的な方策を示すため、おおむね5年間にわたる計画となっています。

東京都においては、平成15年3月に、都内のすべての子どもたちがあらゆる機会と場所において、読書活動ができる環境づくりを目標とした「東京都子ども読書活動推進計画」を策定しました。

2 東久留米市における子ども読書活動の経過

今日の子どもの読書活動を考えるとき、地域文庫が果たしてきた意義とその役割は大きなものがあります。昭和34年にはひばりが丘団地の入居が始まり、同団地文庫が開かれてから、次々と文庫、読書会が誕生し、昭和45年9月には東久留米地域文庫親子読書連絡会（文庫連）が発足しました。

この連絡会は、各団地の集会室等において、すでに地域に根ざした子ども

の読書活動を精力的に進めてきた7つの文庫が結成したもので、特に東久留米団地自治会図書部では、数年にわたる文庫活動を踏まえ、他の文庫と連携して、公立図書館の建設を、と教育委員会を含む行政に対して強い要望を行いました。その結果、昭和46年2月、同団地内に本市最初の公立図書館である「婦人子ども図書館」(上の原図書館に改称)の開設が実現しました。

また、同月には、移動図書館「くるめ号」の市内巡回が開始され、図書館整備の黎明期を迎えるとともに、市は文庫連を補助金交付団体として認め、その活動への支援を行っています。

昭和49年8月、青少年センター図書室開設、同年11月、ひばりが丘図書館開設、翌50年5月、滝山図書館が開設され、そして54年8月には、待望のセンター的機能を有する中央図書館が開設されました。文庫連もまた図書館と連携・協力して、多くの大人たちに子どもの本の楽しさ、大切さを伝える講演会や、子どもと本をつなぐ取り組みを進めてきており、現在、9団体の文庫をもって活動しています。

その後、ひばりが丘及び滝山の両図書館の建て替えを経て、平成11年7月、東部図書館の開設をもって、本市の図書館整備計画が達成されました。

3 計画策定の基本的理念

子どもはよい環境のなかで育てられる権利(「児童憲章」)をもっています。また、発達を保障され、適切な情報へのアクセスや文化的・芸術的な生活の権利(「児童の権利に関する条約」)をもっています。私たち大人は、これらの子どもの権利を尊重し、その実現に努めなければなりません。

家庭や学校を含む地域社会での生活や文化は、子どもの成長に深く関わりをもっています。その中でも、本のもつ力は大きく、子どもと本をつなぐ「人」、子どもが本に親しむ「時間」と「機会」の保障が求められています。

読書は子どもにとって、精神的な遊びであり、喜びであって、成長を助ける要因をもっています。読書を通して、豊かな感性が生まれ、主体的に生きる人間として育つために必要な判断力が培われていきます。

今日の子どもたちは多くの深刻な問題を抱えています。それは大人の社会現象の反映でもあり、問題解決の糸口として、社会的・文化的な環境を整えることが必要になります。

そのためには、市内の全ての子どもが読書を楽しむことができるように、行政や市民がそれぞれに、協働して読書環境を整備するとともに、読書活動を支える活動を推進することが重要です。

東久留米市では、子ども読書活動の経過にもあるように、早くから市民と

連携しながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできましたが、子どもの読書環境の大きな変化に対応するためにも、これまで実施してきた各事業や行事の成果や特色を踏まえながら、将来的な展望に立った、これからの取り組む指針が必要と考えこの計画を策定したものです。

4 計画の基本方針

子どもの読書習慣は、日々の暮らしの中から始まるものです。読書は、本来個人的、内面的な営みであり、大人や教師等が強制したり、干渉したりするものではありません。大人の役割は、子どもが生き生きと暮らし、豊かな心と生きる力を育むための様々な取り組みの一つとして、子どもが本と出会い、読書に対する興味・関心を高める機会を与えることです。

この計画は、自由で自主的な子どもの読書活動を保障するための読書環境の整備を目指すものです。

そこで、子どもの読書活動の推進をはかるために、次の4つの基本方針に基づいて具体的な取り組みを進めていきます。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備

乳幼児期から子どもが本に親しみ、そのことにより喜びや楽しさを発見することができるよう、成長や発達に応じて読書に親しむ機会を提供していきます。そのために、市立図書館の充実をはかり、家庭や学校、保育所（園）、幼稚園などの関係機関、市民団体等の子ども読書活動を支援します。

(2) 学校図書館の充実

学齢期の子どもが読書に親しみ、主体的な学習をすすめる上で、学校図書館が大きな役割を果たすことが期待されています。そのために、資料の整備や教職員の専門性を高め、学校全体による子どもの読書活動を推進していきます。

(3) 子どもの読書に関わる地域社会での連携

子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書をすることができるよう、地域社会における諸機関・団体の連携・協力をすすめます。また、連携に当たっては、市立図書館の果たす役割が重要となります。

(4) 子どもの読書についての啓発と支援

保護者をはじめ子どものまわりの大人が、子どもの読書について関心を深めるとともに、大人自身の読書活動が子どもに影響することを理解して取り組むように、市立図書館、学校、公共施設などで読書に関する学習の機会を提供し、読書相談などの支援に努めます。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度（2007年）から、概ね5年間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

第2章 子ども読書活動推進のための目標と取り組み

1 家庭・地域における子ども読書活動の推進

乳幼児期

乳幼児期は、言葉を育て、人と人とのコミュニケーションの基盤を作る年代です。大好きな人と本を楽しむあたたかな経験は、子どもの人への信頼感を育てます。読書は、豊かな感性や考える力を育み、子どもの成長に大きな力となります。家庭で、保育所（園）や幼稚園で、楽しい読書体験をすることは、子どもにも大人にも喜びであり、人生を豊かにするものです。

すべての子どもの身近に絵本を備えるなど読書環境を整え、保護者や保育者が日常的に、子どもとともに本に親しみ楽しむことが大切です。

現状と課題

東久留米市では、乳幼児の親子読書のきっかけ作りとして、健康課の1歳6ヶ月児健診時に、ブックスタート事業を行っています。読書に対する興味の有無に関わらず、同年代のすべての子どもと保護者を対象としている本事業は、保護者の子どもの読書への認識をひろげ、地域の図書館や児童館への橋渡しをする効果をあげているといえます。

しかし、保育所（園）や幼稚園でみる保護者の読書や本への関心、家庭の読書環境には差があるのが現状です。熱心に絵本について学び、読み聞かせなどを行う家庭がある一方、あまり本に関心のない保護者もあります。一方では、乳幼児期における読書の大切さを強調する情報も氾濫しており、それがかえって保護者が不安や負担に感じたり、子どものしつけや早期教育の進めとして、受け止めかねない側面もまたあります。

乳幼児期の家庭における読書を支援するために、保護者が気軽に相談できるような機会や場が必要です。図書館や地域の子育て関連施設の利用を促し、子どもの読書について、保護者への働きかけをきめ細かく継続的に行っていくことが重要です。

保育所（園）・幼稚園の各施設では、絵本などの蔵書の規模は様々で、すべての施設において十分な読書環境が整備されているとは言い切れません。各

施設では、日常的に絵本の読み聞かせなどの読書活動が行われています。市立幼稚園では、図書室の整備を保護者のボランティアと行い、読書を位置付けた教育活動を展開し、本に親しむ親子を育てました。各施設への子どもに関する情報提供や保育者への専門研修の実施がもとめられています。

地域の読書活動では、地域・家庭文庫の活動、育児サークル、PTA など、市民の自主的な活動がさかんに行われています。また、図書館・児童館でのボランティアと協力したおはなし会や保護者むけの講座の実施など、市民と行政とが協働した活動も行われています。図書館や各施設では、これらの活動を必要とする人に広く知らせること、ボランティアの育成や読書についての情報提供を行うなどの支援が必要です。

取り組み

■子どもの身近によい本を備え、よい出会いをつくります

- ・ 図書館、児童館、子育て関連施設に、絵本、紙芝居をはじめよい本を備えます。
- ・ 保育所（園）、幼稚園は、絵本などの蔵書の充実に努めます。
- ・ 図書館は、市内の保育施設、幼稚園へ絵本や読書に関する情報提供を行い、絵本コーナーの設置などの環境整備の支援を行います。
- ・ 図書館でおすすめのブックリストを発行し、乳幼児の親子が集まる施設や場所に配備します。

■保護者に絵本や読書の楽しさを伝えます

- ・ 図書館、児童館などの身近な施設で、わらべうた、手あそび、読み聞かせなどを行う親子で参加できるおはなし会を実施します。また、読書に関する講座を実施します。
- ・ 健康課で実施する乳幼児健診で、健康課と図書館が連携して、ブックスタート事業を行います。
- ・ 保育所（園）、幼稚園で、絵本の読み聞かせなどの読書活動を積極的に取り入れます。また、保護者会や地域への子育て支援活動で、読書の大切さについて伝えます。
- ・ 図書館が本の選び方、楽しみ方などの相談窓口であることを広く知らせます。
- ・ 市や図書館のホームページなど多様な情報媒体を活用して、図書館や読書活動の催し物の紹介、図書に関する情報の提供を行います。

■子どもの読書をすすめる市民活動を支援します

- ・ 子どもの読書をすすめるボランティアを育成します。

- ・子どもの読書をすすめる市民の自主的な活動を支援し、連携した活動に取り組みます。
- ・子育てサークルなど市民による子育て支援活動における子ども読書活動を支援します。

□新規および拡大事業

事業名	担当課 および関連課	目標年度
幼児教育・保育等担当者研修の実施	職員課・保育課・図書館	20年度～
子ども関連施設へのブックリスト配置	図書館	19年度～
ホームページの充実	広報課・図書館	19年度～
子ども読書週間の実施	図書館	20年度～

小学生

小学生になると、国語の学習がすすみ、自主的に読書する力が育ってきます。読書はすべての学習の基礎であり、読書習慣を身に付けることで生涯学習の基盤を作ります。

子どもの読書力を育むために、読み聞かせやおはなしを聞くこと、友達とともに楽しむ読書を経験することは大切です。楽しい読書がたっぷり経験できるよう、子ども自身はもちろん保護者への働きかけを引き続き行います。

小学生の旺盛な読書にこたえる良質な図書、多様な興味に対応した魅力ある図書を、子どもの身近に備えることが大切です。また、調べ学習に必要な図書を幅広く用意し、本を使って調べる力、図書館の使い方を身に付ける取り組みも必要です。

家庭、学校、図書館、地域の読書活動が協力して、小学生の読書活動をすすめます。

現状と課題

東久留米市内には、学校以外の地域に、図書館、コミュニティ図書室、児童館、学童保育所など、身近な施設に小学生向きの図書が用意されています。

しかし、すべての施設で小学生に相応しい魅力ある図書が豊富にあり、よく利用されているとは限りません。

図書館では、市内の小学校（1年生）を訪問し、おはなし（語り）や読み聞かせを行い、あわせて図書館の利用案内を行っています。これによって多くの児童が地域の図書館を利用するようになります。

図書館、児童館では、おはなし会をはじめ、子どもの読書をすすめる様々な事業を積極的に行っています。地域・家庭文庫でも、小学生へのおはなし会や読書会などの活動が行われています。しかし、これらの活動への小学生の参加は、下校時間が遅くなっていること、塾やお稽古事など放課後の過ごし方の変化などもあり、少なくなっている傾向がみられます。

一方、小学校では保護者の読み聞かせなどの活動が盛んになり、絵本の選び方や読みかたの講座の実施や活動支援がますます必要になっています。

取り組み

■子どもの身近によい本を備え、よい出会いをつくります

- ・図書館、児童館、学童保育所に、小学生が楽しめる本や雑誌などを備えます。
- ・図書館は、児童館、学童保育所、コミュニティ図書室など、小学生の読書をすすめる施設に、本や子どもの読書に関する情報提供や研修の実施などを行い、連携をはかります。

■子どもの読書や調べ学習を支援します

- ・図書館でおすすめのブックリストを発行し、多くの児童に手渡します。
- ・図書館、児童館、学童保育所など子どもの身近な施設で、読み聞かせや語りなどのおはなし会や本の紹介など、小学生と本をつなぐ活動をします。
- ・図書館では、子どもが相談しやすい窓口をつくり、読書相談や調べ学習の援助、地域資料の紹介などを行います。

■子どもの読書をすすめる市民活動を支援します

- ・保護者の読み聞かせなどの活動を支援し、子どもの読書をすすめるボランティアを育成します。
- ・子どもの読書をすすめる市民の自主的な活動を支援し、連携した活動に取り組みます。

□新規および拡大事業

事業名	担当課 および関連課	目標年度
市内の施設への子ども読書情報の提供	図書館	19年度～
子ども関連事業担当者研修の実施	職員課・生活文化課・ 子育て支援課・図書館	20年度～
子ども地域資料の作成	指導室・生涯学習課・ 図書館	22年度～
保護者向け啓発資料の作成	図書館	21年度～
子ども向けホームページの作成	図書館	22年度～
子ども読書週間の実施	図書館	20年度～

青少年

思春期と言われる中学生・高校生の年代は、自分自身を見つめ直す意識の高まりと、社会に対する興味や関心がさらに多様化する時期であり、読書が大きな役割を果たす可能性が期待されます。また、進路や生き方について考え、学習することもこの年代の大きな特徴でもあります。

十代の青少年が、自分の興味にあった本、進路や学習に必要な本を、たくさん資料の中から自由に選び読書できる環境を整えることが大切です。

また、子どもが読書力や資料の検索能力、活用能力を身につけ、問題解決能力や生涯にわたる自己教育力を築くことができるよう支援していきます。

現状と課題

中学生・高校生の生活は、授業や部活動、塾通いなどで忙しく、図書館など地域の読書関連施設を利用する生徒はわずかです。また、中学生の職場体験学習があるものの、それ以外では中学生・高校生など十代の青少年の図書館や他の公共施設における居場所は少なく、青少年向け事業も少ないのが現状です。図書館などの公共施設は、中学生・高校生の生活時間やニーズに合わせたサービスの見直しを検討する必要があります。

市内の中学校では、この年代の読書を充実させるために、「朝読書」など全校で取り組む読書活動をすすめています。しかし、中学生・高校生の読書活動は、読書世論調査の結果からも決してよいとはいえない状況です。

市内の中学校と図書館の連携をはかり、地域の市民の活動や書店などとの協力を得て、広く読書をすすめる催しを実施することも有効です。

取り組み

■子どもの身近によい本を備え、よい出会いをつくります

- ・図書館は、中高生から若い人の興味にあった魅力ある図書や雑誌を充実させます。
また、ジュニア・コーナーの活動を活発にします。
- ・図書館は、児童館や公民館など青少年の集まる施設に、青少年向きの本の情報や図書館案内を配置したり、また、ホームページによる情報発信を行うなど、青少年の本との出会いの機会を作ります。
- ・図書館は、中学生・高校生など十代の青少年が利用しやすいサービスを検討します。

■子どもの読書や調べ学習を支援します

- ・図書館でおすすめのブックリストを発行します。また、ブックリスト作成への中学生・高校生の参加をすすめます。
- ・図書館では、中高生の調べ学習に相応しい資料を備え、調べ学習を援助する窓口業務を充実させます。

■子どもの読書をすすめる市民活動を支援します

- ・子どもの読書をすすめる市民の自主的な活動を支援し、連携した活動に取り組みます。
- ・子どもの読書をすすめる青少年のボランティア活動の立ち上げ支援など、青少年の読書推進活動への参加をすすめます。

□新規および拡大事業

事業名	担当課 および関連課	目標年度
青少年向け蔵書・事業の見直しと充実	図書館	19年度～
青少年関連施設へのブックリストの配置	図書館	19年度～
調べ学習講座の実施	指導室・図書館	21年度～
読書ボランティア活動等青少年の参加促進	生涯学習課・図書館	21年度～
子ども読書週間の実施	図書館	20年度～

2 学校における子ども読書活動の推進

学校は、学齢期のすべての子どもが一日の長い時間を生活し、授業や自由読書などを通じて本に親しむ場でもあります。学校図書館は、子どもに読書の楽しさを体験させ、読む自由を広げる場として、重要な役割をもっています。

学校図書館が本来の機能を発揮するためには、豊富な資料、整備された施設、専門的な働きをする職員という図書館の基本を備えていること、学校図書館を中心に据えた計画的な教育活動が、学校全体で展開されることが重要です。

国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画（平成14年8月）」によれば、学校図書館は、「学習・情報センター」としての機能も期待しています。そのためには、情報資源にアクセスできるような環境整備に努めること、そして、その前提となる学校図書館の蔵書のデータベース化をはかることが必要となります。それらを踏まえ、教育課程に寄与する学校図書館機能の充実をすすめることが大切です。

現状と課題

市内の小中学校では、各学校の実情に合わせて特色ある読書活動が展開されています。読み聞かせなど保護者のボランティア活動も盛んです。

学校図書館の蔵書数は、学校図書館図書標準に対する蔵書充足率が平均で93%と整備されてきています。ただ、その蔵書構成をみると文学中心で、教科学習資料（調べ学習用資料や、社会科学、自然科学資料など）が十分とは言えず、市立図書館の団体貸出（利用している学校が87%）で蔵書の不足を補充しているのが現状です。

学校図書館の課題としては、蔵書目録や管理システムがなく蔵書の検索ができないことです。そのため、学校図書館の「学習・情報センター」としての機能が十分に発揮できない現状があります。教科学習資料の充実をはかり、蔵書管理システムを導入する必要があります。

多くの小中学校で、図書館整備のために、保護者を中心としたボランティア活動がすすめられています。楽しい本との出会いをつくり、学習に役立つ図書館にするため、熱心に活動していますが、ボランティアからは、専門知識をもった「学校司書」の配置の要望があります。

蔵書管理システムを活用運用し、教科学習などでの図書館利用の促進をはかるために、教員とボランティア、学校と市立図書館をつなぐコーディネー

ターとしての役割をはたす「学校司書」が必要です。学校図書館に子どもと本のことがよくわかる人がいれば、子どもと本のよい出会いが生まれます。

市内の中学校における現状をみると、国語科や総合的な学習の時間などを中心に、学校図書館を活用した読書活動がすすめられています。また、「朝読書」など学校全体で取り組む読書活動が行われています。

学校図書館の蔵書数は概ね充足しているといえますが、中学生の興味や学習内容に相応しい新しい資料の充実など、蔵書の更新が必要となります。また、図書の配置の整備や整理整頓をし、蔵書の有効活用がはかれるよう工夫することが必要です。

中学校においても蔵書目録・管理システムについての課題は、小学校と同様です。蔵書管理システムを導入し、「学習・情報センター」として学校図書館の活性化をはかる必要があります。また、図書館整備への保護者のボランティア参加や地域の協力も、小学校と比べ中学校では少なく、ボランティアの導入の検討も必要と考えます。

取り組み

■学校図書館を「学習・情報センター」として充実させます

- ・学校図書館に蔵書管理システムを導入し、図書台帳の作成、蔵書検索、貸出の把握（選書や読書指導に生かす）を実現し、学校図書館資源共有化ネットワーク（文部科学省推進）を目指します。
- ・司書教諭等と協力して図書館活動をすすめる「学校司書」の配置のための検討を行います。
- ・学校図書館の蔵書の充実に努めます。蔵書数の充足だけでなく、学習に対応した新鮮な蔵書の充実に努めます。
- ・学校・指導室・図書館の連携をすすめ、蔵書管理システム導入に向けて図書管理の方法を統一したマニュアルを作成します。
- ・学校図書館を学校の中の魅力ある快適な場とするため、施設・設備について、財政状況や校舎の改築・改修の時期などを総合的に考えながら、計画的にその実現に努めます。

■学校全体で読書活動に取り組みます

- ・学校は「読書活動推進計画」を作成し、学校全体で読書活動をすすめます。
- ・学校は「図書館活用年間計画」により、教科学習での図書館利用を促進します。また、図書館の使い方や資料の調査法などを学ぶ図書館利用のための学習をすすめます。
- ・全ての学校において、読書活動や図書館活用が活発になるよう、教職員の

研修の増進に努めます。

■家庭や地域、図書館と連携した読書活動を推進します

- ・学校は、ボランティアの活用をすすめ、研修などに配慮します。
- ・図書館は、学校図書館支援センターを通じ、ボランティアの育成、学校図書館運営支援を行うなど、学校教育に協力します。
- ・学校は、子どもの読書実態や学校における取り組みについて、家庭・地域に積極的に伝え、子どもの読書に取り組む協働の輪を広げるよう努めます。

□新規および拡大事業

事業名	担当課 および関連課	目標年度
学校図書館に蔵書管理システム導入の検討	学校・教育部総務課・指導室・図書館	20年度～
学校図書館管理マニュアルの作成	学校・教育部総務課・指導室・図書館	20年度～
学校司書配置の検討	学校・指導室	20年度～
読書活動推進計画・図書館活用計画の作成	学校・指導室・図書館	19年度～
教職員研修の充実	学校・指導室	19年度～
資源共有化ネットワークの研究	学校・教育部総務課・指導室・図書館	19年度～
学校図書館施設整備の検討	学校・教育部総務課	20年度～

3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、市民一人ひとりが社会生活を営む上で、知りたいと思う資料や情報を提供し、市民の生涯にわたる学習を支える中核的施設です。子ども読書活動においては、地域の推進活動の拠点としての役割もあります。

図書館における子ども読書活動は、第一に子どもたちに読書の楽しみ（おはなし、わらべうた、本、情報など）を提供することにあります。また、保護者や子どもに関わる大人にも、同様に提供しています。第二に地域の子どもの読書に関する活動の連携をはかることです。第三に子ども読書活動に関わる人材の育成をすすめることです。第四に学校教育との連携・支援を行うことにあります。

図書館では、乳幼児から青少年まで、障害のある子どもや日本語以外を母国語する人にも配慮して、すべての子どもに提供する資料を幅広く備えるよう努めています。その蔵書は良質な資料をそろえ、児童図書館のスタンダードを示すものとしします。

子どもにとって、図書館は自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場であり、気軽に利用できる身近な施設です。子どもの年齢や状態にあわせて、すべての子どもが本と出会えるように工夫します。「ユネスコ公共図書館宣言」（1994年）では、「幼い時期から子どもたちの読書習慣を育成し、それを強化する。」ことを公共図書館の使命としています。

図書館は保護者、教師や保育者、地域のボランティアなどの大人に、本や情報を提供し、相談・援助を行います。また、子どもと本との出会いをつくる人材を育てるための活動を行います。

図書館は、学校、市内の公共施設、市民の活動、書店など、子ども読書活動をすすめる各機関等の連携の仕組みを作る中心となり、協力して子ども読書活動の充実をはかります。

現状と課題

東久留米市立図書館は、開館以来一貫して、児童サービスを活動の柱としてきました。「いつでも、どこでも、だれにでも」の姿勢で、図書館整備とサービスの拡充をすすめ、現在0歳～15歳の登録率は56%と、多くの子どもたちに利用されています。

また、文庫連絡会との協力関係、各図書館の事業へのボランティアの参加、学校図書館ボランティアへの支援など、市民と協力して子ども読書活動の推

進をはかってきました。

さらに、学校教育への支援、健康課と連携したブックスタート事業、幼稚園・保育園への団体貸出、児童館との協力など、他の施設との連携もすすめています。

図書館では、資料費の中に児童図書の購入枠を確保していますが、すべての子どもの読書要求にこたえるには十分とは言えません。良質な資料を収集するために、資料収集方針・選書基準を設けて、その選書に努めています。引き続き資料の充実を行っていくことが必要です。また、つねに良質な資料を収集・提供し、児童サービスを行うために、専門職員の配置は欠かせません。読書や児童サービスの知識や技術の蓄積も必要です。今後も司書の計画的配置や研修の実施が必要となります。

学校との連携では、「学校図書館支援センター」を設置し、事業を開始しましたが、資源共有ネットワークの構築や効率的で有効な支援のあり方などの検討が必要です。

市内の子ども関連施設、子育て支援施設との連携では、情報の提供、読書活動事業の共催や支援、職員研修の実施などが求められています。子ども読書活動の連携をはかる推進体制の整備が必要となります。

市民の読書推進活動との連携では、人材の育成や情報提供などの活動支援が求められています。図書館では、これらを踏まえ、家庭・地域・学校・行政ですすめる子ども読書活動の推進の要としての役割を果たしていきます。

取り組み

■子どもの身近によい本をそなえ、よい出会いをつくります

- ・子どものニーズに応えられる質の高い資料を収集し提供します。
- ・十代の青少年を対象にした資料の充実に努めます。
- ・障害のある子ども、日本語を母国語としない子どもが必要とする資料を収集し、提供方法を工夫します。
- ・子育て支援や子ども読書に関する資料を収集し提供します。

■すべての子どもに楽しい読書をすすめます

- ・各年代向けのおすすめのブックリストを発行します。
- ・市民や関係団体と協力し、読書週間を設け、子ども向け行事を実施するなど読書活動を推進します。
- ・乳幼児を初めとした、子どもや保護者を対象とした、おはなし会などを充実させます。
- ・十代の青少年へのサービスを充実させます。

- ・保護者や一般向けに、子どもの本や読書に関する講座を実施します。
- ・障害のある子ども、病気療養中など図書館利用に障害のある子どもに対し、図書館を利用できるよう図書館サービスの充実に努めます。
- ・図書館や図書館サービスについてのPRを工夫し、利用の促進をはかります。
- ・図書館ホームページを充実させ、子ども向けの情報発信を行います。

■学校・地域の読書活動を支援し、連携した取り組みをします

- ・学校教育への支援を行い、「学校図書館支援センター」の活動など、学校図書館との連携・支援に努めます。
- ・健康課、児童館、保育園、幼稚園などの子ども関連施設等と連携し、子ども読書活動に係る推進会議の開催など、庁内における推進体制を整備します。
- ・地域・家庭文庫など、子ども読書活動推進に関わる市民活動を支援し、連携・協力事業を充実させます。
- ・子どもの本に関する情報や資料を関係機関・団体に提供し、読書活動推進事業を支援します。

■子どもの読書をすすめる人材を育てます

- ・図書館に専門職をおき、児童サービス担当職員の研修を充実させます。
- ・子どもの読書に関わるボランティアを育成し、研修の実施など活動支援を行います。
- ・職員課、指導室などが実施する教員や市職員の研修に協力します。
- ・子どもの読書に関する活動のネットワーク化をすすめ、人材バンクの設置にむけて検討します。

□新規および拡大事業

事業名	担当課 および関連課	目標年度
ジュニア・コーナーの見直し・充実	図書館	19年度～
子ども読書週間の実施	図書館	20年度～
図書館利用に障害のある子ども向けの図書館利用促進PR	図書館	21年度～
子ども向けホームページの充実	図書館	21年度～
子ども読書庁内推進体制の整備	健康課・子育て支援課・図書館ほか	19年度～
教職員、市職員研修の実施	職員課・指導室・図書館	20年度～
地域活動ネットワークの検討	子育て支援課・生涯学習課・図書館	20年度～
子ども読書人材バンクの検討	図書館	21年度～

第3章 計画を推進するために

1 推進体制の整備

この計画に基く事業調整、進行管理を行うために、子ども読書活動に関わる関係部局による全庁的な組織づくりに取り組みます。また、計画の推進や事業の展開に当たっては、図書館関係団体等との連携をはかります。子どもの声を計画の推進に反映させるような仕組みを検討します。

2 啓発・広報活動の推進

市内の全ての子どもが、本に親しむことができるような環境を整備するために、子どもや保護者をはじめ、子どものまわりの大人に対して、読書の大切さや楽しさについての啓発活動を推進します。また、子ども読書活動に携わる教職員に対する研修や、市民を対象とした学習の機会を充実させます。

3 取り組みにおける総合的な連携

子ども読書活動に関わる学校、図書館等の関係機関及び市民団体等が実施する事業や行事等の情報を可能な限り収集し、子どもや保護者に提供します。そのことによって、利用や参加の機会の拡大をはかることができます。また、これらの機関や団体は、新たな事業の実施に当たり、創意工夫を図ることも大切です。

4 定期的な進捗状況の把握と評価

計画を推進するために、定期的に計画の進捗状況を把握・評価するとともに、必要に応じて施策や事業の再検討・調整を行うことが必要です。

用語の説明

子ども

この計画の対象とする「子ども」とは、乳幼児から青少年（子ども読書活動推進法の規定を受け、概ね18歳以下）までとしています。

こども読書年

「読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため」（参議院決議文から）平成12年を子ども読書年としました。

地域文庫

地域において親が中心になって、子どもと本を結びつけるために、本の貸出しやお話し会など、様々な活動を行っています。

東久留米地域文庫親子読書連絡会(文庫連)

東久留米市で活動している地域文庫が集まり、昭和45年に発足しました。各文庫が互いに高めあえるように、学習会、情報交換、交流などを行うとともに、大人に本の楽しさや大切さを知ってもらうための講演会などを市立図書館と連携して実施しています。

児童憲章

「日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかる」ことを目的に定められた憲章です。昭和26年5月5日に制定され、前文と3つの綱領部分及び12条の条文によって構成されています。

児童の権利に関する条約

平成元年、第44回国連総会において採択された国際条約です。日本は平成6年4月22日に批准し、5月22日に国内で発効しています。前文と第1部・第2部の54条から構成され、児童の人格の全面的かつ調和のとれた発達を保障するものです。

司書教諭

学校図書館法により12学級以上の学校には、司書教諭の設置が定められていますが、現行の運用では、各学校による図書担当教諭としての職務従事となっています。

学校司書

自治体が独自に採用して、学校図書館に配置する専門職員を言い、採用条件や勤務条件

は、自治体によって異なります。

ブックスタート

乳幼児と保護者が肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わすかけがいのないひと時を、絵本を介して持つことを応援する運動で、1992年に教育基金団体である英国ブックトラストの推進により、イギリス第二の都市バーミンガム市で始まったものです。東久留米市では、平成15年より健康課と連携して実施しており、その内容は1歳6か月健診時に、選良した絵本と推薦図書リスト、それを入れる布袋をセットにして配布しています。

おはなし会

子どもに本を読む楽しさを知ってもらうための活動のひとつ。絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング（素話）、手遊び、わらべうた、紙芝居等を行っています。

コミュニティ図書室

図書を介した地域コミュニティづくりの拠点として、利用者サービスを行っており、現在、野火止・南町の図書室があります。

朝読書

学校始業時において、全校児童・生徒を対象に15分程度、読書に親しむ活動を実施しています。

NDC

日本十進分類法（Nippon Decimal Classification の略）は、大部分の公立図書館が採用している図書等の分類方法です。資料を1（哲学）から9（文学）までの記号を付し、一般（総合）を0（総記）におさめます。以上が10個の類（第一次区分）とし、同様に第2次区分（綱）、第3次区分（目）・・・と繰り返して分類します。

学校図書館支援センター

東久留米市立図書館が学校図書館の発展に寄与するため、平成18年7月に開設しました。

その活動内容は、学校図書館を訪問し、選書の助言や図書整理指導、そして学校ボランティアなどの養成、研修会の実施なども図書館司書職員が行っています。

資 料 編

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 第二条子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 第三条国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけ

る子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

平成18年6月8日

(設置)

第1 東久留米市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 東久留米市における子ども読書活動の施策に関すること。
- (2) (仮称) 東久留米市子ども読書活動推進計画(案)の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、次の職及び団体にある者をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 企画調整課長
- (3) 市民部生活文化課長
- (4) 健康福祉部健康課長
- (5) 子ども家庭部子育て支援課長
- (6) 子ども家庭部保育課長
- (7) 教育部指導室長
- (8) 教育部総務課長
- (9) 教育部主幹
- (10) 教育部学務課長
- (11) 教育部生涯学習課長
- (12) 図書館長
- (13) 子ども読書関係団体代表
- (14) 公立小・中学校長
- (15) 公立幼稚園長

(会議)

第4 委員会には委員長を置き、委員長は教育部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、検討委員会を招集し主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(作業部会)

第5 委員会の所掌事務に関する調査研究及び検討を行うため、委員会の下に作業部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会には部会長を置き、部会長は、図書館の係長又は地区館長の職にある者をもって充てる。

3 部会の部会員は、別表1に掲げる課(室)及び施設に所属する職員をもって組織し、委員長が任命する。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(任期)

第6 委員及び部会員の任期は、(仮称)東久留米市子ども読書活動推進計画(案)を策定する日までとする。

(庶務)

第6 委員会及び部会の庶務は、図書館において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月8日から施行する。

別表1 (第5関係)

東久留米市子ども読書活動推進計画作業部会

- 1 企画調整課主査
- 2 生活文化課市民協働係長
- 3 健康課保健サービス係長
- 4 子育て支援課主査
- 5 保育課保育係長
- 6 保育課保育園長
- 7 指導室指導主事
- 8 教育部総務課経理係長
- 9 学務課学事係長
- 10 生涯学習課社会教育係長
- 11 図書館図書サービス係長
- 12 図書館地区館長
- 13 公立小・中学校副校長
- 14 公立幼稚園副園長

東久留米市子ども読書活動 推進計画検討委員会名簿

(敬称略 順不同)

教育委員会 教育部長	○ 鈴木 保
企画経営室 企画調整課長	橋爪 和彦
市民部 生活文化課長	東 淳治
健康福祉部 健康課長	田中 百合子
子ども家庭部 子育て支援課長	荒島 久人
子ども家庭部 保育課長	鷺池 正人
教育委員会教育部 指導室長	西田 義貴
教育委員会教育部 総務課長	和泉 茂生
教育委員会教育部 主幹	田中 潤
教育委員会教育部 学務課長	沢西 晋之
教育委員会教育部 生涯学習課長	町田 富士雄
教育委員会教育部 図書館長	元倉 敏雄
じんわーりの会	山口 朋子
じんわーりの会	鶴岡 隆子
学校図書館を考えるつどい・東久留米	松原 博世
東久留米市立第三小学校 校長	望月 邦夫
東久留米市立中央中学校 校長	小林 秀隆
東久留米市立下里幼稚園 園長	岡澤 陽子

○:委員長

東久留米市子ども読書活動推進計画作業部会名簿

別表1(第5関係)

(敬称略 順不同)

企画経営室 企画調整課 主査	桑原 直人
市民部 生活文化課 市民協働係長	井上 卓
健康福祉部 健康課 保健サービス係長	原田 祐子
子ども家庭部 子育て支援課 主査	斎藤 朋行
子ども家庭部 保育課 保育係長	稲葉 勝之
子ども家庭部 保育課 ちゅうおう保育園 園長	関根 美保子
教育部 指導室 指導主事	木村 高一郎
教育部 総務課 経理係長	鶴田 正彦
教育部 学務課 学事係長	前嶋 信幸
教育部 生涯学習課 社会教育係長	落合 慎一
教育部 図書館 図書サービス係長	梅田 豊
教育部 図書館 滝山地区館長	堂下 美智恵
教育部 図書館 ひばりが丘地区館長	高梨 顕彦
教育部 図書館 東部地区館長	○岡野 知子
東久留米市立第八小学校 副校長	山崎 伊津美
東久留米市立西中学校 副校長	石井 和光
東久留米市立大道幼稚園 副園長	山口 清美

○: 部会長

計画策定の経緯

1 検討委員会開催状況

(1) 第1回検討委員会

- 日 時 平成18年8月9日(水) 午前10時～
内 容 ・ 委嘱書の交付
・ 子ども読書活動推進計画策定に係る視点の検討・協議
・ 作業部会への検討依頼事項の確認

(2) 第2回検討委員会

- 日 時 平成18年12月15日(金) 午前10時～
内 容 ・ 作業部会からの検討報告書(原案)の検討・協議
・ 子ども読書活動推進計画(案)の全般的な検討・協議

(3) 第3回検討委員会

- 日 時 平成19年2月22日(木) 午前10時～
内 容 ・ 子ども読書活動推進計画(最終案)の検討・協議
(パブリックコメントを受けての計画案を協議)

2 作業部会開催状況

(1) 第1回作業部会

- 日 時 平成18年9月6日(水) 午前9時30分～
内 容 ・ 委嘱書の交付
・ 子ども読書活動に係わる各所管の現状と課題について協議
・ 検討委員会よりの依頼事項に係る検討視点を協議

(2) 第2回作業部会

- 日 時 平成18年10月5日(木) 午前9時30分～
内 容 ・ 各所管の取り組むべき課題と目標を検討・協議

(3) 第3回作業部会

- 日 時 平成18年11月30日(木) 午前9時30分～
内 容 ・ 子ども読書活動推進計画(素案)の検討・協議
・ 計画(原案)の決定

3 図書館協議会開催状況

(1) 第1回協議会

日 時 平成18年12月21日(木) 午後2時～

内 容 ・ 委嘱書の交付
・ 委員長及び副委員長の選出
・ 子ども読書活動推進計画(案)について協議
(パブリックコメントと併せ、協議会委員より意見を募集(5人))

(2) 第2回協議会

日 時 平成19年3月15日(木) 午後2時～

内 容 ・ 子ども読書活動推進計画(最終案)の報告・協議

パブリックコメントによる市民からの意見

1 パブリックコメント実施概要

- (1) 実施期間 平成19年2月1日(木)～14日(水)
- (2) 実施方法 広報2月1日号及び図書館ホームページに募集記事を掲載。
市政情報コーナー及び中央図書館、地区館(3館)に計画(案)を配置。
- (3) 意見人数 11人
【内訳】
 - ①図書館に直接 5人
 - ②電子メール 6人
- (4) 意見件数 26件(内参考意見 4件)
【内訳】
 - ①学校関係 15件(No.1、3、5、6、7)
 - ②図書館関係 6件(No.2、4、8、9)
 - ③その他 5件(No.10、11、)
- (5) 結果公表及び時期
 - ①図書館ホームページに結果を公表
 - ②平成19年3月20日(火)

2 市民からの意見と市の考え方

別紙のとおり。

(別 紙)

	意見等の概要	市の考え方	計画との関係
1	学校図書館を活用するには、専門的知識を持つ司書が必要な事を強く感じました。子どものためにも、ボランティアを支えるためにも、各校に一人司書を置いてほしいと思います。 (ほか 同様のご意見 9件)	学校における子ども読書活動の推進は、計画の柱です。現在、学校図書館の充実のために、学校図書館支援センターを設置し、市立図書館司書による図書館担当教諭やボランティアへの活動支援を行っています。今後は、現状の支援を続ける一方、学校司書の配置に向けて検討を行います。	趣旨を踏まえ、計画の中で取り組む
2	市立図書館の充実が計画の要です。市立図書館に専門職の職員が将来にわたって継続的に配置されることが肝要。着実に実行されることを願います。 (ほか 同様のご意見 2件)	子どもの読書をすすめる児童サービス担当職員の充実に努めます。	趣旨を踏まえ、計画の中で取り組む
3	学校図書館の役割には、教育課程への寄与と共に「読む楽しさを体験させ、読む自由をひろげる」役割があることを認識し、この二つの両立させてほしい。	子どもの読書活動をすすめるために、学校図書館の役割は重要かつ大きいと考えます。今後もその充実に努めます。	趣旨を踏まえ計画の中で取り組む
4	市民活動の支援が位置づけられていることを歓迎します。市内の関連課および市民団体等の連携の仕組みが円滑に行われよう期待します。	子どもの読書をすすめる保護者や市民活動が多彩に展開されています。行政と市民の協働した活動をめざし、連携の仕組みを検討していきます。市内に本計画の推進体制を整備し、事業の連携や計画の進行管理を行います。	計画の中で取り組む
5	学校在学中に長期にボランティアに携わった保護者を学校司書として配置するなど、子ども読書人材バンクを検討してください。	子どもの読書活動をすすめるボランティアの育成をすすめ、地域の人材を活動に生かせるように、人材バンクの設置に向けて検討します。学校司書の配置については、検討の中での参考意見とさせていただきます。	趣旨を踏まえ計画の中で取り組む

6	すべての学校で読み聞かせを行ってほしい。	学校での読書活動で推進します。また、ボランティアの育成・支援に努めます。	計画の中で取り組む
7	学校図書館の本の扱い方が乱暴です。子どもに図書館利用教育をしていきたい。	学校の読書活動で取り組みます。	計画の中で取り組む
8	中学生・高校生の利用しやすいサービスの検討を行うことに賛成です。ブックリストの作成への中高生の参加に賛成です。	中高生が利用しやすいように公共施設のサービスの見直しを行い、読書環境を整備します。また、読書推進活動への中高生自身の参加を促します。	計画の中で取り組む
9	資料として紙芝居があげられていないのには疑問があります。	子どもの読書の資料として、図書をはじめ紙芝居、雑誌等の充実に努めます。	計画の中で取り組む
10	学校と家庭の間の時間の学童保育での読書環境整備や支援を歓迎します。	学童保育の読書環境の充実に努めます。	計画の中で取り組む
11	担当課として複数の部署があるが、事業の中心となる課をはっきりさせた方がよい。	庁内に本計画の推進体制を整備します。事業の実施にあたっては協力してすすめます。	趣旨を踏まえて計画の中で取り組む

上記以外の参考とさせていただきご意見

- ・読書習慣のない子どもに読書をすすめるために、表現の専門家を事業に参画させてほしい。図書館・学校・読書関係団体と表現の専門家の協働した取り組みで本のおもしろさを子どもに伝える事ができる。
- ・コミュニティ図書室等既存の子ども読書施設に司書を配置し、図書館の枝館として、子ども読書活動推進計画の実行の推進をはかってください。
- ・子どもには「本を読む権利」があります。子どもが「本を読む自由」を自分のものにしていく権利を実現して成長していくことを、行政は、大人は支援する。そのための本計画と考えたいと思いました。
- ・小中学校等への図書の配送を言及がありませんが必要ではないでしょうか。幼稚園・保育所等の活動拠点への図書の配送はどうなるのでしょうか。

東久留米市立図書館協議会委員からの意見

市民からのパブリックコメントの募集にあわせ、図書館協議会委員からも意見（5名）をいただきました。2回の協議会開催を踏まえ、計画の施策の方向や関連施策の検討のために、参考にさせていただきました。

意見（要約）

(1) 読書をすすめるには、幼児から小学校中学年くらいまでの時期を大切に考えたい。そこで、就学前の子どもの読書活動として地域の高齢者を活用して、あそびの中に読書を取りこむ活動を提案したい。学齢期になると子ども忙しくなるので、学校の授業時間の一部を振り向けるのが有効と思う。ここでもボランティアが関われる。

また、ブックリストの工夫など、本や図書館に目をむけてもらう工夫が必要である。その観点からリスト作成への中学・高校生の参加は望ましい。

(2) 本案は子ども読書活動推進のための環境整備が中心ですが、読書活動の主役の子どもの目線を基本として（気軽に相談できる仕組みなど）検討されたらよいでしょう。

また、読書活動の基本問題である図書のおすすめ・収集の選択のあり方を盛り込むべきかと考える。計画推進に図書館の役割が大きいですが、図書館機能充実のための検討や計画が必要だ。今後子ども読書活動への図書館の役割と現在の学校図書館を考えると「小中学校の図書館を地域図書館の組織に組み込み、子ども読書の拠点、読書活動推進要員の研修の場として活用」というような大胆な視点から検討したらいかがでしょう。

(3) 学校図書館において、学校司書の重要性をもっと強調したい。「学校図書館の役割を具現化する担い手として、専門的職務に専念できる学校司書が不可欠です」というようなことを付け加えたい。

また、市立図書館に「専門職員の配置は欠かせません。今後も司書の計画的配置や研修の実施が必要です」とあるのは全く同感で、専門職員、司書の計画的配置を切望する。

(4) 計画案の中で重点をきめ、人も予算もつけ継続してやることで大きな成果が上がると思う。子どもが一日の大半を過す学校図書館の充実はどの子ども平等に恩恵を受ける。全校（特に小学校）の学校司書の配置を願いたい。本の楽しさを伝え手渡す専門家が身

近にすることが子どもの読書力を養う一番の道と思う。何校かのモデル配置で実施してみる方法もあるでしょう。

(5) 計画の実現のために外部の関係諸団体との協力が必要と思う。たとえば読書推進協議会、児童図書出版協会、出版文化交流会、その他協力団体との協力関係を築くことも一つのテーマになる。

また、読書推進ボランティアの募集・登録をし、案件別に派遣するシステムの構築が必要と思う。予算化も重要だが、カネがなくとも実現できるアイデアが望まれる。具体案として、子どもの読書機会の増加と読書の動機付けに、小・中・高・幼児の読み聞かせ体験文等の読書感想文コンクールを提案する。また、各機関での図書の充実のために、献本運動を提唱したい。キャンペーンもこうした計画案には必要である。

東久留米市立図書館協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

選出区分	氏名	住所	備考
1号委員 学校教育及び 社会教育の関係者	にしやま まもる 西山 守	練馬区西大泉 2-23-7	東久留米市立第二小学校校長
	いしい かずみつ 石井 和光	東大和市芋窪 5-1257-5	東久留米市立西中学校副校長
	くぼき たきこ 久保木 多喜子	東久留米市学園町 2-5-2	東久留米市朗読ボランティア グループ「声」
	むらやま しずお 村山 鎮雄	東久留米市小山 5-2-18	社会教育委員
	やまぐち げんじろう 山口 源治郎	東久留米市上の原 2-4-55-13	東京学芸大学教授
2号委員 学識経験のある者	たばた せいいち 田畑 精一	東久留米市学園町 2-7-2	絵本作家
	いけぐち のぶお 池口 頌夫	東久留米市学園町 1-13-20	元国会図書館納本制度調査会 委員
	わたなべ かずこ 渡辺 和子	東久留米市滝山 6-1-17-304	東久留米地域文庫親子読書連 絡会
	すずき ますお 鈴木 増雄	東久留米市神宝町 1-2-21	東京理科大学教授 東京大学名誉教授
3号委員 公募による者	みよし ゆきお 三好 幸雄	東久留米市弥生 1-2-45	

任期 平成18年11月22日～平成20年11月21日

東久留米市子ども読書活動推進計画

平成19年3月発行

東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会事務局

東久留米市教育委員会 図書館

東久留米市立中央図書館

〒203-0054 東久留米市中央町2-6-23

TEL : 042-475-4646

E-mail : toshokan@city.higashikurume.lg.jp